給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第５号

千葉県野田市山崎貝塚町13番地の22
再生債務者　佐々木一郎
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月29日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月５日から平成23年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（再ロ）第２０号

横浜市中区西竹之丸85番地１横浜山手パークホームズ214号室
再生債務者　高橋　唯仁
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月２日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月16日から平成23年８月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１０号

神奈川県鎌倉市津437番地１　206
再生債務者　藤江　　毅
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年７月19日まで
平成23年７月５日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第１号

北海道空知郡南幌町緑町４丁目２番１号
再生債務者　山崎富美男
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年８月２日まで
平成23年７月５日
札幌地方裁判所岩見沢支部

参議院共済組合定款の一部変更について

参議院共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。
平成 23 年６月 30 日
参議院共済組合代表者
参議院議長　西岡　武夫

附則第７条の次に次の１条を加える。
（災害見舞金附加金）
第８条　組合は、法第52条及び施行令第11条の３第１項の規定に基づき、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第１項に規定する東日本大震災をいう。）により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域内にある組合員又はその被扶養者の住居又は家財に当該災害による損害を受け、当該損害について組合員が法第71条の規定による災害見舞金の支給を受けるときは、当該組合員に対し、次の各号に掲げる組合員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる月数を当該災害見舞金の計算の基礎となった標準報酬の月額に乗じて得た金額を災害見舞金附加金として支給する。
⑴　標準報酬の月額の３月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　２月
⑵　標準報酬の月額の2.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　1.5月
⑶　標準報酬の月額の２月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　1.2月
⑷　標準報酬の月額の1.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.9月
⑸　標準報酬の月額の１月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.6月
⑹　標準報酬の月額の0.5月分の災害見舞金の支給を受ける組合員　0.3月
附　則
この変更は、平成23年６月30日から施行し、同年３月11日から適用する。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。
平成 23 年７月 13 日　　新潟県教育委員会
1　失効した免許状
免許状の種類　中学校教諭１級普通免許状（社会）、高等学校教諭２級普通免許状（社会）
免許状の番号　昭58中１普第321号、昭58高２普第375号
授与年月日　昭和59年３月23日
授与権者　青森県教育委員会
氏名　波多野文則
本籍　岩　新潟県
2　失効年月日　平成23年６月20日
3　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十三年七月六日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年五月九日
掲載頁　九十三頁（号外第九十四号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十三年七月十三日
札幌市北区北二十三条西二丁目一番一六号
横山ビル
（甲）株式会社札幌タイカンサービス
代表取締役　大貫　英樹
札幌市北区北二十三条西二丁目一番一六号
横山ビル
（乙）有限会社エス・ディ・エス
代表取締役　大貫　雄大

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十三年六月三十日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
また、合併後の存続法人の名称を財団法人群馬県スポーツ協会と変更いたします。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から平成二十三年九月二十一日までにお申し出下さい。
平成二十三年七月十三日
群馬県前橋市関根町八〇〇番地
（甲）財団法人群馬県スポーツ振興事業団
代表理事　野田　伸一
群馬県前橋市関根町八〇〇番地
（乙）財団法人群馬県体育協会
代表理事　横田　英二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年八月三十一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十三年七月六日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年七月六日
掲載頁　一一三頁（号外第一四九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年七月六日
掲載頁　一一四頁（号外第一四九号）
平成二十三年七月十三日
高知県高知市春野町内ノ谷二一六六番地一
（甲）株式会社大谷興産
代表取締役　大谷　倫吉
高知県土佐市北地七二一番地一
（乙）株式会社朝日工業
代表取締役　近藤　誠治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年七月十三日
神奈川県相模原市緑区下九沢一六六一番地二
Ｂｅ－ＰＲｏｕｄ合同会社
代表社員　魚住　雄作